

栃木県規制改革推進指針

1 基本的な考え方

県が行う規制等は、県民生活の安全確保や環境の保全、県内産業の健全な発展などを目的に設けられているが、その必要性やあり方等については、時代の変化や社会経済情勢の変化にあわせて適時適切に見直していく必要がある。

このため、県民の意見や他県の状況を把握しながら、県内での産業活動の活性化、県民負担の軽減や利便性の向上なども含め総合的な観点から検討し、必要に応じて廃止、緩和、手続の簡素化等を見直しを図っていく。

また、県民への情報提供を充実するとともに、国や県内市町の規制改革の取組との連携・協力などにより県の規制改革の実効性を高める。

2 規制等の見直しの考え方

(1) 見直しの対象

見直しの対象は、県が行う規制等のうち、以下に掲げるものとする。

- ① 法律及び政令等に基づく規制等の内、知事の権限によって対応できるもの
- ② 条例及び規則等に基づく規制等

(2) 見直しの視点

規制等の見直しについては、以下の視点で行う。

- ① 経済的規制については原則廃止、社会的規制については必要性を十分に確認すること。
- ② 社会経済情勢などの変化に応じて適時適切になされていること。
- ③ 他県の状況を把握しながら、県内産業の活性化や県民の利便性向上、負担軽減等の観点も踏まえ総合的に検討すること。
- ④ 規制等の基準が県民に分かりやすいよう明確で透明であること。
- ⑤ 県民への適切な情報提供と県民ニーズの的確な把握がなされていること。
- ⑥ 検討に当たっては、上記のほか、別紙1「見直しの観点」を参考とすること。

3 規制等の見直しの実施方法

(1) 現行の規制等の計画的見直し

上記「見直しの視点」に立って、規制等の廃止・緩和、手続の簡素化等について検討する。

また、継続的かつ計画的な見直しが行えるよう、効率的な仕組みの構築について検討する。

(2) 規制等の新設等の場合の必要性等の検討

新たに規制等を設ける場合又は既存の規制等の内容の変更を行う場合は、上記「見直しの視点」に準じて、その必要性等について検討する。

(3) 県民からの意見に対応した見直し

別紙2「規制等に関する提案の受付について」に基づき規制等に関する提案等があった場合には、上記「見直しの視点」に立って、規制等の廃止・緩和、手続の簡素化等について検討する。

4 県民に対する情報提供等の充実

(1) 分かりやすい情報提供

規制等の内容、手続の方法、基準等を県民に分かりやすくホームページ上に掲載するなど、情報提供の充実に努める。

(2) 規制等に関する意見の把握

規制等に関する県民及び県内の法人等の意見を把握し、見直しの参考とするため、別紙2「規制等に関する提案の受付について」に基づき提案を受け付ける。

5 国や県内市町の規制改革への対応

国や県内市町の規制改革の取組との連携・協力を推進するとともに、国への規制緩和の要望などについて適切に対応する。

6 行政改革推進委員会への報告

本指針に基づく見直しを実施した場合には、行政改革推進委員会へ報告する。

附 則

本指針は、平成18年4月1日から施行する。

なお、従前の栃木県規制改革推進指針は、廃止する。

附 則

本指針は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1 見直しの観点

1 規制等の趣旨・目的

- (1) 規制目的の実質的必要性はあるか
- (2) 県で規制を行う必要はあるか
- (3) 規制施策の目的は達成できているか
- (4) 申請者に対し過大な負担を要求していないか
- (5) 目的を逸脱した規制となっていないか
- (6) 法令等の趣旨を越えた規制となっていないか
- (7) 同目的の他の規制と統合できないか
- (8) 経済的誘導等規制以外の手法で目的を達成できないか
- (9) 規制の根拠は妥当か
- (10) 他県と比較して強い規制等の場合、妥当な理由があるか 等

2 規制等の対象・基準・手法

- (1) 指定区域、対象者等規制の対象範囲は妥当か
- (2) 規制基準は妥当か
- (3) 許認可制から届出制へなど、より緩やかな規制に移行できないか
- (4) 同種類のもの、最も低い規制に整合させられないか 等

3 手続

- (1) 申請書記載事項は簡略化できないか
- (2) 添付書類の省略、簡略化できないか
- (3) 押印は廃止できないか
- (4) 変更申請等を必要としない事項を拡大できないか
- (5) 申請書の提出部数を削減できないか
- (6) 申請書の副本に添付する証明書類は写しで足りるようにできないか
- (7) 有効期間は延長できないか
- (8) 標準処理期間を短縮するなど手続の迅速化を図れないか
- (9) 更新時の手続を簡略化できないか
- (10) 出先機関の管轄区域を越えた申請など窓口を拡大できないか 等

別紙2 規制等に関する提案の受付について

1 趣旨

県民ニーズを把握しながら規制等の見直しを行うため、現行の規制等に対する問題点の指摘や提案を受け付ける。

2 提案等の受付

- (1) 対象
県が行う規制等に対する問題点の指摘や提案など
- (2) 期間
通年
- (3) 対象者
県内に居住又は勤務している者若しくは県内で事業を行う法人等
- (4) 方法
 - ・ ホームページに専用ページを設置
 - ・ 「規制等に関する提案シート」に必要事項を記入し、メール、ファックス、郵送で行政改革推進室へ提出

3 県の考え方の公表

提案等の内容及び県の検討結果を、ホームページで公表する。
なお、匿名によるもの、内容に具体性のないものについては、県の考え方を公表しない。